

日米投資イニシアティブ報告書について

2003年5月24日
経済産業省

経緯

小泉総理大臣とブッシュ大統領は、2001年6月、「成長のための日米経済パートナーシップ」の枠組みの下に「日米投資イニシアティブ」を設置。

同イニシアティブは、議長である佐野経済産業審議官とラーソン国務次官のリーダーシップの下、2003年3月に上級会合を、2002年11月及び2003年4月にワーキンググループ会合を開催（加えて、外国直接投資の意義を広く国民に説明するため、本年4月に大阪及び札幌でセミナーを開催。また、6月には、シカゴ及びサンフランシスコで、シンポジウムを開催する予定。）

本報告書は、これらの取り組みの成果を踏まえて取りまとめられたもので、今般の日米首脳会談に先立ち、両首脳に報告された。

報告書の概要

1. 日米の外国直接投資の現状

(1) 外国直接投資動向

日米両国は相互に外国直接投資の主要相手国であり、特に、米国は、対外投資、対内投資のいずれにおいても日本の最大の投資相手国。

しかしながら、直接投資の規模を見ると、日本の対米投資に比し、米国の対日投資は少ない。日米間の投資残高総額も、米EU間のそれに比べて小規模なもの。

(2) 最近のトピックス

小泉総理の施政方針演説、対日投資会議、民間フォーラム、構造改革特区など最近の日本での官民挙げての対内直接投資促進のための取り組みを紹介。

米国でのM&A活動の状況、州政府の投資誘致策を紹介。

(3) 日米の強み

日本は、対内直接投資の現状の水準は低いが、その潜在性は高く、さらに近年は、事業インフラの利用コスト、金利、不動産価格も大幅に下落。商法、企業会計、労働法制改革が進み、株価も大幅に低下し、M&Aを行い易い環境。

米国は、その市場規模と開放性により、継続的に投資を誘引。最近の企業不祥事に伴い、企業統治システムの強化・改善を推進。また、9月11日のテロ事件以来、セキュリティを強化。

2．日米投資イニシアティブにおける議論

(1) 米国側関心事項

日本の投資環境整備に関して、国際的な株式交換を促進するための制度整備、教育及び医療サービス分野への外国投資の促進、デューデリジェンスの実施コストの削減、雇用の流動性の促進、外国投資家に対する前向きな認識の醸成、日本での投資可能な資産の増大などを検討。

とりわけ本年度は、従来より関心の高かった国際的な株式交換の促進に加え、本年新たに提起された、教育・医療分野への投資促進が、米国側の大きな関心事項であった。

(2) 日本側関心事項

米国の投資環境整備に関して、日本の企業統治及び監査システムを踏まえたサーベーンズ=オクスリー法(SO法)の施行に向けた検討、2001年9月11日以降のセキュリティ対策の各種手続き(ビザ、運転免許、物流)への影響、高い司法コスト、外国企業に求められる報告義務、外国企業の投資活動をレビューする規制の投資への影響などについて検討。

中でも、SO法については、実際の法施行に際して、我が国からの問題提起が一部反映されることとなった。

3．結論

日本政府は、引き続き報告書で示された課題に取り組むとともに、民間の参入にふさわしくないとされてきた分野の規制改革について、真剣に検討を進めることも必要。小泉総理大臣自らが対内直接投資促進を広く、強く訴えていることや、外国企業による日本の投資機会に対する認識の高まり、日本の地方自治体やビジネス界が一体となった投資誘致のための更なる取り組みが、状況を改善することを期待。

米国政府は、企業統治システムの強化・改善やセキュリティ強化のための新たな制度の設計に際して、引き続き、外国の民間部門や政府の見解に耳を傾け、新たな制度が正当な貿易と投資を阻害することのないようにしていく。投資イニシアティブは、これらの視点を米国政府に知らしめるための場を引き続き提供。

投資イニシアティブは、総理と大統領の外国直接投資促進に関するリーダーシップを基礎として前進することにコミット。今後とも、日米両国民が外国直接投資促進の重要性について理解を深めることを支援し、また日米両国の外国直接投資環境を改善するための活動を継続していく。

4．別添

日本市場への進出に成功した米国企業の事例や米国州政府の投資誘致策の事例を紹介。

本件記事資料問い合わせ先：

・ 通商政策局米州課課長補佐

高橋 淳 (03-3501-1094)

・ 貿易経済協力局貿易振興課課長補佐

岩松宏樹 (03-3501-6623)